

審議会会議録

審議会等の名称	第8回 瑞穂市新庁舎建設検討委員会
開催日時	令和5年11月24日(金曜日) 午後6時00分から午後8時05分
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎3階 第1会議室
議題	施設配置計画について 新庁舎建設基本計画素案について
出席委員 欠席委員	<u>出席委員</u> 12名 清水隆宏会長、鏡圭佑副会長、塚本明日香委員、 吉田敏之委員、辻正益委員、加藤悦子委員、 林善太郎委員、加納雅弘委員、赤尾亮委員、 赤尾達也委員、清水由光委員、林亜紀子委員
公開・非公開 の区分 (非公開理由)	<u>公 開</u> ・ 非 公 開
傍聴人数	6人
審議の概要	<p>開会</p> <ul style="list-style-type: none"> 瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条の規定により、公開することとし、傍聴希望者6名の入室を許可した。 委員総数12名に対し、半数を超える12名の出席があり、瑞穂市附属機関設置条例第8条第1項の規定に基づき会議が成立していることを宣言した。 <p>議事 施設配置計画について</p> <p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議事の施設配置計画について、事務局に説明を求めます。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配布説明資料を用いて、説明を行う。 <p>(清水会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料のP2で前回の委員会で出た意見がまとめられており、それらを反映した新しい配置計画案となるが、意見が反映されているかどうかの確認および気づいた点があれば意見を伺いたい。

(A 委員)

- ・ 駐車を低くして調整池の機能を一部持たせるという説明があったが、利用者が車を止めている時に水害等により、車が水没した場合、市が責任を負うことはあるのか。

(事務局)

- ・ 市内の民間施設の駐車場においても同様に、調整池と別に駐車場を下げた貯留機能を有している駐車場があります。そこは利用者に向けて、看板にて表示し、注意喚起をしています。本駐車場においても水害時に貯留する旨を表示し、看板設置することで、市としての説明責任は果たしているものと考えています。

(B 委員)

- ・ 河川敷の駐車場でも、看板に水害時の注意書きが表示されている。一般的にもそういった表示が管理上必要になると思う。
- ・ 全体のレイアウトも意見を反映させて修正してもらったほか、調整池に関しては以前が 1,400 m²であったものから 800 m²まで縮小している。

(C 委員)

- ・ 公園に水辺や小川等せせらぎを感じられる親水空間などの整備は想定しているか。

(事務局)

- ・ 基本計画素案資料の P 3 - 1 1 に「⑦水に親しめる場」として親水空間づくりについて記述しています。現時点で、具体的な整備内容を記述するのは難しく、公園機能の一つとして整理をしています。実施計画の段階になれば公園についての詳細設計をするので、水辺や小川などの実施検討をしていくこととなります。

(清水会長)

- ・ 基本計画は新庁舎や公園などのコンセプトや機能を示すものなので、具体的な記述は難しいと思っている。
- ・ 資料 P 8 の嵩上げ案の断面図であるが、平面図の位置を示す表示と断面図の内容で合致していないので修正していただきたい。

(事務局)

- ・ 断面図の表示位置について修正します。

(A 委員)

- ・ 駐車場の嵩上げ部分について、嵩上げではなく 2 階建ての立体駐車場にすることも考えられる。嵩上げの予算と立体駐車場の設置では予算の比較も必要だが、検討の余地はあるか。

(B 委員)

- ・ 嵩上げ部分の駐車場については、駐車スペース以外の利用や機能を想定しているかを含めて説明をお願いしたい。

(事務局)

- ・ 通常は駐車場での利用を想定しています。また、一段高いことから、水害時における利用可能なスペースとしての利用も考えています。

(B 委員)

- ・ 災害時の一時避難場所となるような機能ということであれば、嵩上げではなく2階建立体駐車場でも浸水しない安全な避難スペースを確保できる。ただ、災害時の物資などを駐車場に置く場合、2階部分は不便になることもあると思う。

(事務局)

- ・ 新庁舎および市民センターの建物と同じ高さの駐車場にすることで、平時にはバリアフリーの観点からフラットな出入りを想定しています。

(B 委員)

- ・ ロータリー部分と嵩上げされた駐車場の出入りも出来そうであるし、それに加えて嵩上げされた駐車場にはスロープにより車で直接乗り付けることもできる。

(事務局)

- ・ 嵩上げ部分に構造物ではない平場のスペースがあれば、災害時には災害物資の置場や活動スペースなどとして活用できるほか、平時には大きなイベントは南側の公園側での開催となると思いますが、それほど大規模でないイベントなど、建物に近いフレキシブルなスペースとして活用することも可能と考えています。
- ・ なお、現状では説明の通りの内容で検討していますが、嵩上げ部分の面積は確定している訳ではないため、一部を立体駐車場として整備した方が面積を有効活用できるといった意見も、今後、基本設計等の詳細の計画検討を進めていく中で議論していきたいと思っています。

(D 委員)

- ・ プロムナードとなる道路のデザインについて、一直線では工夫が足りないのではないか。敷地と一体感が確保できるような検討は出来ないか。

(B 委員)

- ・ 北側の行政ゾーンと南側の多目的・駐車ゾーンが真ん中の東西道路によって分断されている。という事も関係していると思いますが、南北のアクセスについて基本計画素案に記載はあるか。
- ・ 真ん中の道路を無くして南北を一体的に使うというのは現実的ではないものの、南北の横断歩道やアクセスの仕方については配慮すべきという意見は前回もあった。

(事務局)

- ・ 基本計画素案に南北のアクセスに関する記載はなく、北側は庁舎機能、南側は公園・駐車場機能があり、真ん中に道路が通ることになります。
- ・ 前回では、ペDESTリアンデッキで繋ぐという意見もありましたが、横断歩道以外のアイデアについて、予算的に難しくなってしまう面もあるものの、皆様のご意見をお伺いしたいです。

(E 委員)

- ・ 前回の意見では、横断が頻発しないように庁舎機能と公園機能を南北に分けたゾーニングにしており、仮にペDESTリアンデッキを作ったとしても道路幅によってはデッキを使わずに横断してしまうので、横断歩道が現実的であるという議論で落ち着いたと思っている。
- ・ プロムナードについては、事務局の方でコンセプトが示されていたかと思う。

(事務局)

- ・プロムナードは北側エリアの来庁者・来訪者の歩行空間や休息場所として、街路樹やベンチ、ジョギングルート等による利用をするイメージしています。

(E委員)

- ・嵩上げ部分への出入りに関してはスロープで1m上がることとなるが、図面ではスロープの距離がイメージしにくい。あまりに急勾配であると車体を擦ってしまう恐れがある。

(事務局)

- ・スロープについては、ロータリーの入口と建物の東側・西側に図示しています。図面上では急勾配に見えますが、実際には緩やかな勾配のスロープとなります。

(E委員)

- ・そういった緩やかな勾配のスロープおよびその距離の確保も考慮した駐車場面積・台数と考えて良いか。

(事務局)

- ・その考えで問題ありません。
- ・計画上は勾配3%程度で検討していく予定ですので、1mの嵩上げ分で計算するとスロープが約30m必要になります。バリアフリーの規定では勾配6%が基準となっているため、非常に緩やかなものを想定しています。南側のスロープ部分は緩やかな勾配で必要な幅を想定しているほか、東西のスロープについては、通路を含めてスロープの距離を設定していきます。

(E委員)

- ・嵩上げ部分の駐車場は、普段は車いすの方や高齢者の方が使用する想定ということで良いか。

(事務局)

- ・駐車台数は100台程度を想定しています。利用については、思いやり駐車場を配置するほか、公用車や来庁者などの利用も想定しています。

(F委員)

- ・プロムナードについて、以前岐阜市のメディアコスモスに行く機会があったが、建物の周辺に人が集い腰掛けるスペースがあった。プロムナードにベンチを設置するということであるが庁舎との行き来でスロープ部分や距離があったり、建物との関係が薄いように感じる。
- ・嵩上げ駐車場へのスロープではあるものの、プロムナードと建物が一体的に行き来できるようになれば、もっと使い勝手が良くなり市民が集える場所になっていくと思う。

(C委員)

- ・現在の基本計画の段階ではイメージの議論で、詳細の計画はプロの設計士の提案等により再検討されると思う。
- ・例としてメディアコスモスが出たが、あそこは市役所とメディアコスモスを繋ぐ空間構成における一体感や市民が集う場としての空間についてまちづくり的な視点でグッドデザイン賞に選ばれていたと思う。この新庁舎の場所においても、まちづくり的な付加価値を持つような計画を期

待したい。

- ・真ん中の東西道路は直線ではなく曲線にしてうねらせることは出来ないか。そうしてできたスペースに憩いの場を設置できるほか、車の速度制限も可能になる。

(事務局)

- ・真ん中の東西道路については防災機能を重視する必要がある、緊急輸送道路として大型車が通行できるような道路構造としていきたいため、直線を考えています。
- ・穂積駅北側の道路はS字形状をしていますが、実際には歩道へ乗上げてしまうことも多く、使いにくいとの声も伺っていますので、将来的には道路線形の検討をしていくことも考えられます。

(C委員)

- ・穂積駅北側のS字道路は、幅員が狭いため使いにくいのではないかと。
- ・防災に関する道路は、例えば整備用地全体の北側に確保することで、真ん中の東西道路について速度を緩和するような道路にするということは可能か。ヨーロッパ等では施設の周辺は安全に通過できるようなデザインになっている。

(事務局)

- ・南北を一体的に繋げ、利用者が快適に過ごせること、横断する歩行者が安全に渡れるようにすることが重要です。直線であっても路面標示やカラー表示を用いて注意喚起をする方法もあります。
- ・快適性については、プロムナード空間を確保するほか、駐車場の利用と一体的に検討していくことで快適性を確保していければと考えています。基本計画にはその方針を記載し、今後実施設計に進んでいく段階で検討していく事項です。

(清水会長)

- ・具体的にこうして欲しいというものを明示するのではなく、例えば、横断方法について十分に検討したうえで南北エリアが一体的な施設にするべきである、という旨を明示しておき、実際には実施設計段階で設計士の方に具体的な検討をしていただくことになる。

(E委員)

- ・プロムナードの利用イメージとして、直線だけの利用ではなく、建物の周囲も活用し、散歩などで一周出来るような形状になれば、より使われるようになるのではないかと。

(B委員)

- ・庁舎周囲に新たにプロムナードを設定するというより、図面の東西にある植栽部分について、歩行空間を設置しプロムナードと繋げ、ジョギング等で一周できるような形であれば、横断して南側の公園に行かなくても良いかもしれない。

(G委員)

- ・市庁舎が建設された場合、北方多度線からのアクセスや本田団地の方の利用等で交通渋滞が発生するのではないかと。通勤のピーク時等でも渋滞しないよう、道路の幅員や駐車場利用台数、また信号の設置などについてはどう考えているか。

(事務局)

- ・東西の道路を東に進むと、北方多度線の信号交差点に接続します。現状では裏道的な利用で車は少ないものの、新庁舎の建設に合わせて信号交差点の改良は考えなくてははいけません。西側については、庁舎が出来たことによりどれだけ交通量が増えるかを予測しながら交通対策を検討したいと考えています。

(G委員)

- ・西側の本田団地に繋がる南北道路について朝夕の交通量は多い。北方多度線の信号交差点については現状でもなんらかの交通課題があるように感じている。

(事務局)

- ・東西に関する周辺道路の渋滞については、この東西道路の整備により分散され、現状より緩和すると考えています。

(E委員)

- ・大きい道路を作れば渋滞が緩和するのではなく、需要が高まり混雑するほか、これまで以上に通過道路や抜け道として使われると思う。
- ・東西道路の本田団地に繋がる交差点部分は、既に事故が多いかと思うがこういった対策になるのか。

(事務局)

- ・現時点では、信号交差点の整備は想定していません。
- ・交通安全施設については、公安委員会の管轄であり、実際に整備された後の利用状況により、必要があれば信号機や規制などの交通対策を検討する流れになっています。

(清水会長)

- ・基本計画は、最低限必要な整備については記載するものの、それ以外の周辺交差点の交通対策については、完成後に都度、実態に合わせて対応していただきたい。

(A委員)

- ・嵩上げ駐車場の駐車台数が100台程度の場合、スロープが1つだとそこに進入する車が混雑し、駐車場で渋滞が起きる恐れがあるため、北側にさらにもう1本スロープを設ける必要があるのではないか。
- ・また、プロムナードについては、人が滞留するスペースを設けるとのことだが、幼稚園の利用者も歩行することが想定されるため、そこから道路への園児の飛び出しなどの安全面を考慮する必要がある。

(E委員)

- ・プロムナードについては、個人的には園児の利用を想定しなくても良いと考えている。むしろ園児や子供には公園を積極的に利用してもらい、プロムナードで遊ぶことについては控えてもらう形が望ましいと思う。
- ・また、現在の計画では幼稚園から公園にアクセスする際に、道路の歩道部分を通ることになっているが、安全を考慮すると幼稚園から直接行き来できるような工夫をしていただきたい。

(事務局)

- ・プロムナード利用者の安全面の車道への飛び出しについてですが、プロムナードと車道との間には歩道を予定していますので、車道へ飛び出す

ということ少ないと考えています。

- ・嵩上げ駐車場の出入口の数について、施設配置計画図では一つなっていますが、実施計画の際に検討を行い決めていくものになります。イメージとなりますが、現穂積庁舎の北側駐車場は約200台の駐車台数となり、出入口が1つでも問題なく運用をしています。
- ・一般的な商業施設の駐車場の出入口は1つに絞っているケースが多いと感じ、相互通行が頻発しないような配置となっています。出入口が多いと逆側から来た車との交錯や駐車スペースの取り合いなどの問題が発生する恐れもあるため、駐車場ごとに区切る方が安全性を確保できると考えています。

(B委員)

- ・図面では、庁舎の周囲にロータリーと接続する細い通路のようなものが描かれているが、これは歩行者の通路という解釈で良いか。

(事務局)

- ・ロータリーから嵩上げされた駐車場に繋がる部分は、通常は歩行者通路の利用を想定しています。

(D委員)

- ・新庁舎や公園については、もっと機能や使われ方を含めて、トータル的にデザインされた計画を検討する必要があると思う。予算を考慮し検討することも大事かもしれないが、トータル的にデザインされた計画を実現するための予算を用意することも大事であると思う。公園であれば起伏を設けるとか、コンサートなどができるようにするとか、そういったデザインを含めて検討していきたい。

(清水会長)

- ・基本計画素案資料の説明で、一般的な予算の概算費用について話があると思うが、実施設計・デザイン設計について、新庁舎と公園は別々で行うものなのか。もしくは新庁舎の設計ができた段階で、それに関連付けた公園のデザインをしていくものなのか。

(事務局)

- ・現時点において、設計の手法や範囲など、特に定まっておられません。

(清水会長)

- ・今後の実施設計においてデザインやイメージが全く関連のないものにならないよう、基本計画に、新庁舎と公園で一体的にデザイン検討を進めていく旨も記載してもらいたい。

(事務局)

- ・プロムナードについての補足説明をしますが、直線にする必要があるのは東西道路であり、プロムナード自体を湾曲させることや、北側エリア外周や駐車場と繋げ一体的なデザインとすることも可能となり今後検討していく部分となります。
- ・各施設の一体的なデザインや全体コンセプト、設計者が別であったとしても関連した空間形成をし、景観上などの配慮をしていくことについては、検討委員会の意見として答申書の中で整理することになると思います。

(C 委員)

- ・是非その旨について、基本計画に強調して記載したいと思います。
- ・公園ができるのであれば隣の幼稚園と一体的なプランニングをすべきであり、公園の起伏であったり水辺空間であったり、将来的に可能であれば公園の一部に学童保育施設を建てる等様々な検討をすべきである。例えば、水辺空間であれば、子どもたちの遊び場や学習の場になるようなビオトープとして整備し、専門知識や興味のある高齢者が参加し、子どもとの交流の場に発展していくといったように、新しい展開が生まれてくると思う。ぜひ、空間の連動性や場づくりを意識し、次世代の発展に繋がるような空間計画を基本計画に記載し、今後の瑞穂市のシンボルとなるような場所になってもらいたい。

(清水会長)

- ・基本計画は、そういった自由な提案ができるような計画にしたいと思う。
- ・施設配置計画については、本日出た案をさらに反映してもらいたい。

議事 新庁舎建設基本計画素案について

【会長】

- ・新庁舎建設基本計画素案について、事務局に説明を求めます。

【事務局】

- ・配布説明資料を用いて、説明を行う。

(清水会長)

- ・基本計画素案の第1章第2章の内容については、これまでの委員会で我々が検討した内容をしっかりまとめていただきたい。第3章と第4章の内容については、前回議論した内容と今回の検討会の意見が反映されることになるかと思う。第5章の内容（事業手法、建築の構造、概算事業費）について、これから議論をしていきたい。

(H 委員)

- ・素案資料 P 2 - 1 4 の「拠点性」という文言が重複しているため、三つ目の「拠点性」を「安全性」に修正する必要がある。

(B 委員)

- ・A3 用紙の前後で空白ページがあり、ページ番号の表記が抜けている。

(事務局)

- ・冊子の構成上、右ページが奇数、左ページが偶数になるようにページ番号を付しています。A3 用紙前後は空白ページをカウントしています。

(H 委員)

- ・本日も議論されているプロムナードについて、図示されているが、文章としてプロムナードの機能や位置付けがない。素案資料 P 4 - 2 の交流・活動ゾーンの内容に、周遊のためのプロムナードなどの方針を記述する必要がある。

(B 委員)

- ・素案資料 P 5 - 4 について「免振」「免震」の表記について統一するかどうか検討して欲しい。
- ・建物の構造については、今後の検討のうえで決定していくものとして選

択肢を記載していると思うが、素案資料P5-7では「PFI」「PPP」についての説明だけになってしまっているため、官民連携の取り入れ方や選択肢として今後検討していく旨を明記する必要がある。

【会長】

- ・本日は終了予定時刻となりましたので、本日頂いた意見を基に、次回も引き続き新庁舎建設基本計画素案の検討をしていきます。

以上

閉 会

事務局
(担当課)

瑞穂市 総務部 財務情報課
TEL : 058-327-4131
FAX : 058-327-4103
e-mail : zaimu@city.mizuho.lg.jp